

名家連ニュース

平成 24 年 7 月 20 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 212 号

精神科医療－厚労省検討会「今後の方向性」を取りまとめ

厚労省の「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」は 6 月下旬に意見を取りまとめ、入院医療の質の向上や退院支援の充実、アウトリーチ（訪問支援）の推進などによって、1 年以上の長期入院を減らす方向性を打ち出した。

精神病床の医師・看護職員の配置標準

現行	今後の方向性	
医師 48 対 1	【入院 3 か月未満】 医師 16 対 1	【入院 3 か月以上 1 年未満】 医師 48 対 1
看護職員 4 対 1	看護職員 3 対 1	看護職員 基本的に 3 対 1 ※一定割合は、PSW や OT などを含めることができる

厚労省の資料などを基に作成

具体策としては、入院 3 か月未満の急性期の患者に対して、医師や看護職員の配置標準を一般病床並みに引き上げたり、精神保健福祉士（PSW）や作業療法士（OT）など、退院支援にかかわる従事者の配置を新たに規定したりするよう求めた。

厚労省では、来年の通常国会に精神保健福祉法の改正案を提出し、成立後に医療法施行規則などを改正する方針。厚労省によると、精神病床に 1 年以上にわたって入院する患者は約 20 万人に上り、入院患者の約 65% を占めるといふ。（CBニュースより）

保護者制度の廃止－新しい精神医療を開け

多くの人々が長年疑問に思い、必死に変えようとしてきた人もいるのに変わらなかったことが、動き出している。精神科医療における保護者制度である。厚生労働省の検討会は精神保健福祉法の「保護者の義務」や医療保護入院の廃止を打ち出した。保護者に過度の責任を負わせ、患者自身の人権侵害にもつながる制度の廃止はぜひとも実現すべきだ。

精神科への入院は自らの意思による任意入院、自傷や他害の恐れがあるときに都道府県知事の判断による措置入院、保護者の同意で行う医療保護入院がある。患者が病気の自覚がない場合にも治療に結びつけるため保護者には「治療を受けさせる」「医師の指示に従う」「患者の引き取り」などの義務が法で定められている。統合失調症などは親の育て方と関係なく誰にでも起こり得る疾患だが、どんなに老いても親は重い責任を負わされる。患者にとっては親の同意だけで強制的に入院させられるわけで、家族間のあつれきや長期入院の原因ともされてきた。

医療保護入院などは 1900（明治 33）年に制定された精神病者監護法を起源とする。精神疾患への偏見や迫害から家族が自宅に座敷ろうを作って患者を隔離してきたことを改善するためと言われるが、親に責任を負わせる実態は続いてきた。

（毎日新聞 7 月 14 日 社説）

7月28日(土)愛家連代表者会議

午後 1 時半～4 時半 健身会館 3 階大会議室
♪♪～家族会相互の交流を深めましょう～♪♪